

島根県からのお知らせ

1. 政府が全国一律で全数届出の内容を見直したことに伴いまして、島根県は9月26日から、次の内容で対応することといたします。

患者さんの発生届の対象が、65歳以上の方などに限定をされる仕組みとなりましたので、この発生届の対象にならない方々につきましても健康観察を受けられるよう、新たに「しまね陽性者登録センター」を設置するとともに、現在の島根県フォローアップセンターを拡充します。

このしまね陽性者登録センターでは、発生届の対象とならない方々の登録を受け付け、島根県フォローアップセンターでは、希望に応じて健康観察や療養の支援などを行いまして、体調悪化時には医療機関につなげるなど、体調変化時の対応が適切に行える体制を確保してまいります。陽性となられた方で、発生届の対象とならない方々におかれましては、安心して自宅で療養をしていただけるように、このセンターに登録をしていただきますよう島根県としてもお願いを申し上げます。

2. 県においては、今後の感染拡大リスクに備えまして、政府の方針の下で実施します

- (1) 高齢者施設等における従事者の方々への定期的な検査を実施するなど医療支援の強化
- (2) 1回目、2回目接種を終えられた12歳以上の全ての県民を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種の促進
- (3) 先ほど申し上げたフォローアップセンターの拡充など、保健医療体制の強化に取り組んでまいります。県民の皆様には、職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、手洗いなどの手指衛生、換気など、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。

3. 県としましては、県内と全国の感染状況を注視し、関係機関等と緊密に連携しながら、感染拡大防止や、医療提供体制の確保、傷んだ地域経済の回復に向け全力で取り組んでいく考えでありますので、県民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。